

# 郷土の古文書

## 「その 24 網代山作へ出された北條氏棟別錢赦免文書」

### 解説

この文書は天正 5（1577）年 11 月 7 日に小田原北条氏の代官由木氏より網代村へ出された文書です。

内容は「網代村へ課した棟別錢（家屋の棟数別に賦課された臨時税。後に租税の一部となる）が 7 軒分のうち 5 軒分は許されていたが、2 軒分は御印判がないので代官衆が催促し、代りに人馬を引き取った。しかし、村から侘言（2 軒分の租税の減免についていろいろ要求したりすること）を申してきたので 2 軒分の棟別錢のお許しの御印判を下された。今後は御陣役や印判をもって仰せつけられたことはしっかりやりなさい。少しでも御公方様の御用に不足があったならば過失と見なします。この御印判によって質に取られた人と馬を取り返し、一層しっかり御用をつとめなさい。」と書かれています。

この時点で既に、この地域迄浸透した北条氏の勢力と支配の一端がわかる貴重な資料のひとつです。

解讀文

御書出

右網代之山作 棟別七間分之所<sub>ニ</sub>五間之御

用捨有之 二間依無御印判代官衆及

催促人馬引候 迷惑之段依御侘言申此

度二間分御赦免御印判被下候 此上御陣役

并御印判ヲ以被仰付御用聊<sub>も</sub>無々沙汰可

走廻候 少<sub>も</sub>御公方御用致不足<sub>ニ</sub>付<sub>而者</sub>可被

懸過失 為先此御印判志ち物<sub>ニ</sub>引候人

頭<sub>并</sub>馬取返 御公方御用嚴蜜<sub>ニ</sub>可走廻

旨被仰出者也 仍如件

天正五年

丑 十一月七日 印 由木奉之

網代

山作

読み下し文

御書き出しだ

右網代の山作、棟別七間分の所に五間(軒)のご用捨ようしやこれ有り。

二間御印判(軒)なきにより、代官衆催促に及び人馬引きそうろう候。

迷惑の段御侘言申すにより、此度二間分(軒)ご赦免御印判

下され候。此上御陣役ならびに御印判をもつて仰せ付けおお

らる御用、聊も無沙汰なく走り廻るべく候。少しも

御公方御用不足致すについては過失に懸けらるべし。

先ずこの御印判たる志(實)ち物に引き候人頭じんとうならびに

馬取り返し、御公方御用嚴密(密)に走り廻るべき旨

仰せ出さる者也。仍て件ことの如し。

天正五年  
(一五七七)

丁十一月七日  
丑

印

由木奉之  
ゆぎこれきうけたまわる

網代

山作

お茶事

右細代の所作格判七百より取次万石  
司格を二万俵に官判 俵取元及  
俵取人の引取建意 俵取元格判  
取二万石の敷物に官判 俵取元格判  
中官判元格判 俵取元格判 俵取元格判  
書石取に官判 俵取元格判 俵取元格判  
俵取元格判 俵取元格判 俵取元格判  
俵取元格判 俵取元格判 俵取元格判  
俵取元格判 俵取元格判 俵取元格判

M. S. Q.

丁  
七十一  
由本系

細代  
所作